

## 静岡県立大学非常勤講師に関する規程

令和7年12月1日 規程第221号

### (趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）の非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において非常勤講師とは、本学の教育の充実を図るために委嘱する1科目以上を科目責任者として担当する者又はそれに準ずるものをいう。

### (非常勤講師の要件)

第3条 非常勤講師となることができる者は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号から第4号までのいずれかに該当する者とする。ただし、学長が特に必要と認める場合は、第1号の要件を満たさなくてもよい。

- (1) 委嘱開始時に満70歳以下である者
- (2) 静岡県公立大学法人教員採用等規則（平成19年規則第13号）に定める教授又は准教授の資格基準に該当する者
- (3) 当該科目を担当するに足る学識経験及び実務経験を有し、かつ、教育研究上の指導力があると認められる者
- (4) その他学長が前2号に掲げる者と同等以上の能力又は本学の教育研究活動上特に顕著な業績があると認めた者

### (委嘱の発議)

第4条 学部長、研究科長又は静岡県立大学教務委員会規程（平成19年規程第46号）第5条で定める委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、所属学部等の教授会又は研究科委員会等の議決を経て、学長に委嘱発議書を提出する。

- (1) 特に開講を必要とする科目で、専任教員等では当該授業科目を担当することができない場合
- (2) 専任教員等に欠員が生じ、これを補充するまでの間、他の専任教員等が当該欠員となった教員の担当していた授業科目を担当することができない場合
- (3) その他特に必要と認める場合

### (委嘱)

第5条 学長は、委嘱発議書に基づき選考し、非常勤講師を委嘱する。

### (委嘱の期間)

第6条 委嘱期間は、原則として1年以内とする。

### (報酬等)

第7条 非常勤講師の報酬及び旅費（以下「報酬等」という。）は、静岡県立大学非常勤講師の報酬及び旅費に関する細則（令和7年細則第78号）により支給する。

### (閉講等)

第8条 非常勤講師が担当する科目の履修者数が5名以下の場合は、当該科目を閉講とする。ただし、大学院開講科目、必修科目、教職課程科目、外国人留学生用科目及び学長が特に必要と認める科目は、この限りではない。

2 前項における履修者数は、履修登録期間末日時点の学務情報システム上の履修者名簿によるものとし、交換留学生及び社会人聴講生はこれに含めない。また、旧課程科目と新課程科目を同一の教室で同時に

開催する場合は、その履修者数を合算するものとする。

- 3 第1項の規定に該当するとき、学長は閉講を決定し、すみやかに当該非常勤講師に通知する。なお、担当する全ての授業科目が閉講となるときは、委嘱を終了する。
- 4 閉講した科目において、履修登録者数が確定するまでの間に実施された授業がある場合、当該授業実施回数分の報酬等を支給する。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行し、令和8年度の非常勤講師より適用する。